



号 外

No. 446

1993. 8. 20

三 池 炭 鉱
労 働 組 合

電話 53-3033
炭電 528

保安確立・労働条件向
上のため団結してた
かいました。

八・一二吊天崩落災害 『危険予知』は掛け声だけなのか

八月十二日、三池炭鉱において罹災者三名を発生させる災害が起きた。払跡吊天井の突然の崩落によって発生した突風に吹き飛ばされた災害である。

三池炭鉱においては、この種の災害は過去にも幾度となく発生し、死亡事故にも継がることから、災害未然防止の面からも嚴重な注意と対策が求められているものであり、今次災害についても、現在調査段階ではあるが、『人災』の感じが強いものであったことが、次々と明らかになっており、改めて会社の保安責任が問われるものとなっている。

災害報告（会社速報）

発生日時 平成五年八月十二日 九時十四分頃

発生箇所 三八〇m第二上層西八〇卸西一片払

位置 坑口より一六、二三〇m

深度 マイナス五〇四m

払進行 約九〇m

罹災者 払採炭員 宮下 英美 五〇歳

負傷部位 顔面

払採炭員 樽見 光昭 五四歳

負傷部位 大腿部

払採炭員 徳永 勝幸 五四歳

負傷部位 左顔面、左腕、胸部

状況 罹災者三名を含む払採炭員十名は、払の状況および払跡吊天対策等の作業指示と保安指示を受け、六時二十五分頃入坑し、当該払に八時二十分頃到着した。

八時五十分頃からカッターの運転を始め、カッターが払終端から自走枠の三四セット付近に来た時、

払跡（ヘッド／三四セット）崩落による圧風により

負傷したものと思われる。

問題点

一、三池炭鉱においては、過去の同種災害の反省の上に立って、初荷までの吊天対策が決められているが、払進行中の吊天対策や警戒体制などが十分でなかった面が強い。

二、初荷の圧力を抜くための処置が十分にチェックされ、崩落が十分でない場合であっても、その対策や監視人などを配置した警戒体制

がほどこされ、刻々と変化する吊天状況を把握がされていれば防げた災害であった。

三、監視人の配置が、八月十日二番方より解除されているが、その理由が明確にされていない。もし「安全である」との判断とすれば、重大な問題であるし、吊天状況がどのようになっているかの判断を誰が、どの分野の責任者がするのか明確にしなければならない。会社の危険予知体制に問題点を残しているといわなければならない。

四、八月現在、今期生産目標を大きく下回る状況で推移しているが、もし、保安を無視して目標達成のみに集中したということであれば、この一年間、安定した保安の確保をはかり、ゼロ災害に新たな決意で挑戦している全労働者の努力に水をさすことであり、会社に対し深く反省を求めるものである。

「危ない現場で働かせない」 体制をつくろう

今次災害を重視し、現在、組合としての調査も実施途中にあるが、災害の未然防止をはかるためにも「災害原因と対策」、とりわけ安全管理と会社責任、現場作業をはかる際の保安上の指導などが求められている。

安心して働ける職場をつくるため、危険予知は的確に行ない、全員に徹底させ、危ない現場では働かせない体制を一日も早く確立させなければ「ゼロ災」への挑戦は口先だけのものになってしまうのではないだろうか。